

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団アドバイザーの委嘱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）において、財団の事業を推進するにあたり、専門的見地から知見や助言を得ること等を目的として、アドバイザーを委嘱するために必要な事項について定める。

(アドバイザー)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる内容に関して、高い識見を有し、財団の事業に貢献すると認められる者に委嘱することができる。委嘱する人数は10名程度までとする。

- (1) 科学・IT・薬事規制等、財団の細胞調製施設（FiT）の機能に関連すること
- (2) 事業や広報の企画等に関すること
- (3) 社会連携活動など、財団の事業推進に貢献することが見込まれること

(選任)

第3条 アドバイザーは理事長が選任する。選任後に委嘱状を発出し、就任承諾書の提出を求める。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として1年間とする。ただし再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 アドバイザーに対して支払う報酬については、京都大学謝金標準単価表に準じて支払うことができる。また財団の依頼により出張を行う場合は、前記報酬とは別に、出張に要した費用を支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 前条に掲げる報酬等は、月単位で総計した額を現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。ただし、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、報酬等の金額からその金額を控除して支給するものとする。

- 2 前項の定めに関わらず、所属機関において本人の報酬の受け取りに関して定めがある場合は、その定めに応じた請求に基づき支払うことができる。

(公開)

第7条 アドバイザーの氏名は、原則として公開する。

(知見等の共有)

第8条 アドバイザーから得られた知見や助言は、財団において活用するほか、必要に応じて財団と共同研究を行う機関や財団に事業委託を行う機関等と共有することができる。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和5年1月12日より施行する。
- 3 この規程は、令和5年12月14日より施行する。